一般財団法人福井県建築住宅センター閲覧規則

改正　（い）平成 27 年 6 月 1 日施行
改正　（ろ）平成 29 年 12 月 1 日施行
改正　（は）令和 7 年　4 月 1 日施行

（閲覧所の設置）
第1条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 129 条第 3 項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 127 条第 6 項、建築基準法第 77 条の 29 の 2、同法第 77 条の 35 の 15、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 18 条第 2 項および、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第４６条の規定による書類等の閲覧所を、一般財団法人福井県建築住宅センター内に設置する。（い）（は）

（閲覧時間）
第2条　閲覧所における書類等の閲覧時間は、毎日（一般財団法人福井県建築住宅センター就業規則第 9 条に定める休日を除く。）午前 10 時から午後 5 時までとする。（い）
２　理事長は、必要があると認めるときは、前項に規定する閲覧日および閲覧時間を変更することができる。

（閲覧手続）
第3条　書類等を閲覧しようとするものは、閲覧申請書または閲覧および謄写請求書に住所および氏名を記載しなければならない。（ろ）

（閲覧所以外の場所での閲覧の禁止）
第4条　書類等は、閲覧所以外の場所で閲覧してはならない。

（閲覧の停止または禁止）
第5条　理事長は、次の各号のいずれかに該当する者にたいして、書類等の閲覧を停止し、または閲覧を禁止することができる。
(1)　書類等の閲覧に際し、係員の指示に従わない者
(2)　書類等を汚損し、もしくは破損し、またはその恐れのある者
(3)　他人に迷惑を及ぼした者、またはその恐れのある者
(4)　この規則に違反した者、またはその恐れのある者

附　則

１　この規則は、平成２３年１１月２２日から施行する。

２　この規則は、平成２７年　６月　１日から施行する。

３　この規則は、平成２９年１２月　１日から施行する。

４　この規則は、令和　７年　４月　１日から施行する。